



# 結婚されたときの手続の御案内

令和6年12月

京都市西京区役所 TEL 381-7121 (代)

| 項目                             | 受付窓口                     | 手続が必要な方                                                                       | チェック欄 |
|--------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 住所異動                           | 東庁舎1階3番<br>市民窓口課         | 住所を変更される方<br>【必要なもの】マイナンバーカード（お持ちの方のみ）<br>住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）                  |       |
| 印鑑登録                           |                          | 印鑑を登録される方（姓が変わり印鑑登録抹消となった方）                                                   |       |
| マイナンバーカード<br>住民基本台帳カード         |                          | 姓が変わる方                                                                        |       |
| 国民健康保険加入者<br>後期高齢者医療加入者        | 東庁舎1階7番<br>保険年金課         | ・新たに加えられる方<br>・脱退される方<br>・加入中で住所・姓を変更される方                                     |       |
| 国民年金加入者                        | 東庁舎1階6番<br>保険年金課         | ・第2号被保険者から第1号被保険者となる方<br>* 第1号又は第2号から第3号となる方は配偶者の勤務先を通して<br>日本年金機構に手続をしてください。 |       |
| 以下、子どもがおられる方                   |                          |                                                                               |       |
| 児童手当 ※                         | 東庁舎2階<br>22番<br>子どもはぐくみ室 | ・受給資格が新たに生じる方、なくなる方<br>・受給対象となる児童が増える方<br>【受給資格】中学校修了以前の児童を養育されている方。公務員は除く。   |       |
| 子ども医療 ※                        |                          | ・姓が変わる方<br>・住所を変更される方<br>・加入する健康保険が変更となる方                                     |       |
| ひとり親家庭等医療                      |                          | 受給者証をお持ちの方                                                                    |       |
| 児童扶養手当                         |                          | 受給資格がなくなる方                                                                    |       |
| 保育園、認定こども園（保育所部分）、<br>小規模保育事業所 |                          | 児童が保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所に入所中<br>の方                                       |       |
| 幼児教育・保育の無償化                    |                          | 児童が幼稚園、認可外保育施設等を利用し、無償化の認定を受けてお<br>られる方。                                      |       |

上記のチェックシートは区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、他の手続や書類、印鑑が必要な場合もありますので、詳細については各受付窓口にお問合せください。

※ 児童手当及び子ども医療の受付は、以下の専用窓口で行っていますが、すべての区役所・支所（子どもはぐくみ室）でも受付可能です。また、専用窓口では、郵送受付も可能です。

【専用窓口】京都市子ども家庭支援課分室

住所：京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル3階

電話：075-251-1123（午前8時30分～午後5時 土・日、祝日、年末年始を除く。）

なお、児童手当の手続きは、マイナンバーカード及び必要な機器（インターネットに接続できるパソコン及びICカードリーダー、もしくはスマートフォン（対応機種のみ））で、マイナポータルによる電子申請も可能です。